

株 主 各 位

東京都北区田端六丁目1番1号

株式会社アドバネクス

代表取締役会長兼社長 柴野恒雄

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして次頁のご案内に従って2019年6月24日（月曜日）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔Iの間

本年から、株主総会におけるお土産の配布を取り止めております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項1 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案 取締役7名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。
- (2) 賛否の表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、2019年6月24日（月曜日）午後6時15分までにご行使ください。
- (4) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社までご通知くださいますようお願い申し上げます。
- (5) 取締役選任議案の議決権行使
当社定款は、「当会社の取締役は8名以内とする。」と定めております。
他方、会社提案の第2号議案では取締役8名の選任を、株主提案の第5号議案では取締役7名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者（重複候補者が3名であるため、候補者数は合計12名）が選任されると、当社の定款に定める取締役の定員枠を超えてしまいますので、両議案は一部両立しない議案となっております。
つきましては、書面及びインターネットによる議決権行使を含め、株主の皆様には取締役候補者12名全員について賛否をお示しいただき、原則として、書面及びインターネットによる議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が8名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に8名を上限として選任するものといたします。
会社提案第2号議案及び株主提案第5号議案には、取締役候補者12名全員について賛否をお示しください。なお、賛否の議決権行使を8名に限るとの取り扱いはいたしません。
- (6) 重複取締役候補者の取扱い
会社提案の第2号議案及び株主提案の第5号議案のうち、柴野恒雄、大野俊也、加藤精也の3氏は重複する取締役候補者となっています。重複候補者について、第2号議案あるいは第5号議案で「賛成」をお示しいただいた場合は、他方で異なる場合であっても、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

-
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<https://www.advanex.co.jp/corp/ir/>）において掲載することにより、お知らせいたします。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.advanex.co.jp/corp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、

本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

4. 株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は当社ホームページ (<https://www.advanex.co.jp/corp/ir/>) に掲載させていただく予定です。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。 ウェブ行使
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。) 
- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- インターネットによる議決権行使は、2019年6月24日（月曜日）午後6時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネットによつて、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【証券代行ウェブサポート専用ダイヤル】 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

<議決権行使に関する事項以外のご照会> 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、米国は雇用拡大や個人所得の改善などにより堅調に推移しました。中国は米中貿易摩擦の深刻化により企業業績への影響が出始めており消費の減速が鮮明になりました。欧州は足元では堅調に推移しているものの英国EU離脱などの政治不安を抱えており先行き不透明感が強まっています。日本は概ね堅調に推移したものの同貿易摩擦の影響が出始めるなど不安感が高まっています。当社が関連する分野においては、自動車市場は中国及び欧州では足元の市場減速の影響は受けているものの、国内及び米州では堅調に推移しました。

このような経済環境のもと、当連結会計年度の売上高は、前期比3.3%増の209億67百万円となり、営業利益は同74.4%減の66百万円となりました。経常利益は同70.7%減の69百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失は1億7百万円（前期は49百万円の純利益）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

1) 日本

自動車向けが好調に推移したことなどから売上高は前期比6.4%増の83億12百万円となりましたが、材料費が高騰したことなどから、セグメント損失は1億15百万円（前期は87百万円の損失）となりました。

2) 米州

自動車と医療向けが好調に推移したことなどから売上高は前期比11.9%増の24億54百万円となりましたが、メキシコ工場の立ち上げコストが増加したこと及び材料費が高騰したことなどから、セグメント損失は3億60百万円（前期は3億69百万円の損失）となりました。

3) 欧州

自動車と航空機向けが好調に推移したことなどから売上高は前期比8.1%増の20億23百万円となりましたが、チェコ新工場の開設準備費用等が発生したことなどから、セグメント利益は同21.4%減の1億87百万円となりました。

4) アジア

米中貿易摩擦やインドネシアルピア安の影響などにより売上高は前期比2.9%減の81億77百万円、セグメント利益は同26.3%減の3億60百万円となりました。

所在地別売上高

所在地	前 期		当 期		前期比増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減比率 (%)
日 本	7,808	38.5	8,312	39.6	503	6.4
米 州	2,193	10.8	2,454	11.7	260	11.9
欧 州	1,871	9.2	2,023	9.7	152	8.1
ア ジ ア	8,421	41.5	8,177	39.0	△244	△2.9

(2) 設備投資の状況

当社グループの当期設備投資額は、41億43百万円であり、その主要な内容は、当社新潟第一工場の大規模修繕及び埼玉工場の拡張、Advnex(Vietnam)Ltd.における工場新設等であり、いずれも将来の自動車市場向けの販売拡大、生産及び品質向上を目指した投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は売上収益拡大に向けて、更なる海外投資や自動車及び医療向け、規格品事業拡大などを目的として、積極的な設備投資を展開しております。その必要資金として20億円を調達いたしました。

(4) 吸収合併、事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社の子会社であるAdvnex Americas, Inc.は、北米及び中米における自動車市場の拡大を目的に、2018年10月1日を効力発生日として、会社分割(新設分割)し事業の一部を、新設するAdvnex de Mexico S. de R.L. de C.V.に承継させました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

2019年3月付で、当社は、ソニー株式会社(東京証券取引所、コード6758)の株式について、保有していた全株式29,800株を売却し、投資有価証券売却益93百万円を計上しました。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、精密金属加工総合メーカーとして持続的な成長と連結企業価値向上を図るため、グループ一丸となって、次の課題に重点的に取り組んでまいります。

1) 精密ばねをコアとする金属加工分野における事業基盤の強化と領域拡大

① グローバルビジネス展開拡大に向けた積極投資

当社が保有する線ばね、板ばね、フォーミング加工、インサートモールド、深絞り加工などの多様な技術を海外子会社に展開することで当社のグローバル生産体制を強化します。さらにその優位性を活用するべく、今後も新興国の中

心に積極的な投資を進めてまいります。

アジアにおいては新設したインド工場や、4倍の面積を持つ新拠点に移転したベトナム工場を中心に、引き続き投資を行ってまいります。

欧州においては、新設したチェコ工場にて医療向けや精密機器向け製品の生産を開始するべく準備をいたします。

米州においては、中南米向けのビジネスを強化するべく特にメキシコケレタロ州の新工場への投資を進めてまいります。

② 自動車関連市場をコア市場とする成長戦略

ばね需要の大部分を占める自動車市場において成長機会を追求し、日系及び欧米系部品メーカーとの取引拡大を目指してまいります。国内においては、埼玉の自動車部品専用工場の増築工事が完了しましたので、EV（電気自動車）の基幹部品向けなど最先端の製品の受注を拡大していきます。海外においては、メガサプライヤーと呼ばれる大手の自動車部品メーカーに対して当社のグローバル供給体制をアピールすることなどにより取引量の拡大を図ってまいります。

また、自動車、OA機器に次ぐ第3の柱の確立をめざし、医療機器市場及びインフラ・住設関連市場向けの販売強化を図ってまいります。

③ 自社製品（規格品）の開発強化と売上拡大

当社のビジネスは、お客様の仕様に合わせて設計するカスタム品が主流ですが、規格品ビジネスも展開しています。好調な航空機産業を背景に売上拡大中の「タンダレス・インサート」をはじめ、ボルト・ナットの脱落防止具でインフラや建築業界で浸透しつつある「ロックワン」や、地震による天井の落下を防止する新製品の「インスタントロック」などの拡販を図ってまいります。

2) 財務体質の改善と株主還元

借入金の返済を進めるとともに自己資本の充実に努め、株主還元の強化を図ってまいります。利益還元については連結業績に連動して配当性向を30%とすることを基本方針としていますが、将来的な収益拡大の見通しも勘案し実施してまいります。また、株主優待は継続いたします。

3) 企業統治の強化とグループ最適経営

連結における実効性の高いコーポレート・ガバナンスが命題として与えられている中、内部統制の仕組みを強化するとともに、グループの有機的な連携を維持しつつも、これまで以上にグループ全体の最適化を目指した経営を進めてまいります。

(8) 当期及び直前3事業年度の財産及び損益の状況

項 目	期 別	(2016年3月) 第68期	(2017年3月) 第69期	(2018年3月) 第70期	(2019年3月) (当連結会計年度) 第71期
売 上 高 (百万円)		19,073	17,858	20,294	20,967
経 常 利 益 (百万円)		671	346	237	69
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	(百万円)	587	67	49	△107
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	(円)	143.44	16.46	12.21	△26.26
純 資 産 額 (百万円)		6,578	6,298	6,233	6,079
総 資 産 額 (百万円)		17,024	18,747	20,315	22,705

(注) 1. 2015年10月1日付で、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第70期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況

1) 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比率(%)	主要な事業内容
Advanex Americas, Inc.	6,489千USD	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex Europe Ltd.	4,050千GBP	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Changzhou) Inc.	15,303千CNY	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Dalian) Inc.	26,420千CNY	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Dongguan) Inc.	38,969千CNY	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Shanghai) Inc.	1,100千USD	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Singapore) Pte. Ltd.	6,000千SGD	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Thailand) Ltd.	26,000千THB	100.0	精密ばねの製造、販売
Advanex (Vietnam) Ltd.	1,830千USD	100.0	精密ばねの製造、販売
PT.Advanex Precision Indonesia	22,116,871千IDR	100.0	金属プレス・インサート成形製品の製造、販売

2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主な事業内容

事業	主要製品
精密ばね事業	押し・引き・トーションばね、ワイヤーフォーミング、薄板ばね等の製造、販売

(11) 主要な営業所及び工場

1) 当社

本社：東京都北区

営業所：東京都北区、愛知県刈谷市、大阪府大阪市、新潟県柏崎市
埼玉県本庄市、青森県南津軽郡、大分県中津市

工場：青森県南津軽郡、福島県郡山市、新潟県柏崎市、埼玉県本庄市
千葉県船橋市、大分県中津市

物流センター：千葉県松戸市

開発センター：埼玉県藤市

2) 子会社の主要な事業所

Advanex Americas, Inc.

(CALIFORNIA,U.S.A.)

Advanex Europe Ltd.

(NOTTINGHAMSHIRE,U.K.)

Advanex (Dalian) Inc.

(DALIAN,CHINA)

Advanex (Dongguan) Inc.

(DONGGUAN,CHINA)

Advanex (Hong Kong) Ltd.

(HONG KONG,CHINA)

Advanex (Singapore) Pte. Ltd.

(SINGAPORE)

PT.Advanex Precision Indonesia

(BEKASI,INDONESIA)

(12) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,979名	66名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（嘱託、パートタイマー）122名は含まれておりません。

(13) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	5,123
三井住友信託銀行株式会社	747
株式会社三井住友銀行	732
株式会社武蔵野銀行	500
日本生命保険相互会社	480
株式会社りそな銀行	428
株式会社日本政策投資銀行	382
株式会社足利銀行	308

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は昨年の第70期定時株主総会における取締役選任議案に関し、株主である原告の加藤雄一氏（元取締役）、加藤蓉子氏及び加藤雄一ホールディングス株式会社から、株主総会決議不存在確認等請求訴訟（東京地裁平成30年（ワ）第27434号）を提起されており、2019年3月8日に、加藤雄一氏、武田栄一氏、尾関友保氏及び米倉誠一郎氏の取締役としての地位確認をいずれも棄却すること、小谷健氏、中野隆平氏及び福島正氏を取締役に選任する旨の決議を取り消すことなどを内容とする第一審判決が言い渡されました。当社は、小谷健氏、中野隆平氏及び福島正氏を取締役に選任する旨の決議を取り消した点を不服として控訴し、現在控訴審にて係争中であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,153,370株
- (3) 株主数 6,051名
- (4) 大株主(上位10名)

	株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
1	A A A 株 式 会 社	270	6.60
2	加 藤 雄 一 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	269	6.59
3	ス マ ー ト 有 限 会 社	231	5.65
4	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	229	5.60
5	ア ー ク 株 式 会 社	205	5.01
6	ユ ウ キ 株 式 会 社	200	4.89
7	株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	198	4.86
8	エ ー ス 株 式 会 社	142	3.47
9	ス マ イ ル 株 式 会 社	94	2.30
10	アドバネクスパートナーシップ持株会	77	1.89

(注) 当社は自己株式59千株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2013年第2回 新株予約権	2014年第3回 新株予約権	2015年第4回 新株予約権	2018年第5回 新株予約権
発行決議日	2013年7月25日	2014年7月24日	2015年8月7日	2018年8月10日
区分	取締役	取締役	取締役	取締役
保有者数	3名	3名	3名	3名
新株予約権の数	74個	50個	52個	55個
新株予約権の目的となる株式の数	7,400株	5,000株	5,200株	5,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1株当たりの払込金額	890円	1,590円	1,750円	1,768円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円	1円
権利行使期間	2013年8月9日から 2043年8月8日まで	2014年8月11日から 2044年8月10日まで	2015年8月25日から 2045年8月24日まで	2018年8月27日から 2048年8月26日まで
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記1)	(別記1)	(別記1)

(別記1)

新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日（当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- 2) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、割当日から最初に来る定時株主総会の終結時まで継続して当社の取締役として在任した場合は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- 3) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 4) 新株予約権者が死亡した場合は、上記1)の規定にかかわらず、下記7)の定める新株予約権割当契約書に定める条件に従って、相続開始の日から1年間に限り、相続人がこれを行使することができるものとする。
- 5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 7) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当社使用人が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	当社における地位	担当及び重要な兼職の状況
柴野恒雄	取締役会長兼社長 (代表取締役)	
大野俊也	常務取締役 (代表取締役)	CFO
加藤精也	常務取締役	
小谷健	取締役	佐藤商事株式会社社外取締役
中野隆平	取締役	中野スプリング株式会社代表取締役社長
福島正	取締役	株式会社アウトソーシング社外取締役、株式会社アネブル社外監査役、株式会社ORJ社外監査役
若井繁	常勤監査役	
宿輪純一	監査役	帝京大学経済学部教授
中田清穂	監査役	有限会社ナレッジネットワーク代表取締役社長、キャノン電子株式会社社外監査役、中央宣伝企画株式会社非常勤監査役

- (注) 1. 取締役小谷健、中野隆平、福島正の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 取締役小谷健、中野隆平、福島正の各氏は、2019年5月8日付けで取締役を辞任いたしました。
3. 監査役宿輪純一、中田清穂の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、中田清穂氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役中田清穂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役福島正氏は、2018年8月1日付けでOSセミテック株式会社が株式会社アウトソーシングテクノロジーに事業統合されたことに伴い、同社社外監査役を退任いたしました。
6. 取締役福島正氏は、2019年3月31日付けで株式会社アネブル社外監査役、株式会社ORJ社外監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、社外取締役及び社外監査役の全員との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	10名	134,292千円 (うち社外5名 9,949千円)
監査役	3名	18,489千円 (うち社外2名 6,504千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は、取締役6名及び監査役3名であります。なお、2018年6月21日開催の第70期定時株主総会の終結の時をもって退任した4名の報酬等は上記に含まれております。
2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額(取締役7,072千円)を含んでおります。
3. 上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し107,042千円の退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

1) 取締役 小谷健

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と佐藤商事株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況…… 92%
- ③ 取締役会における発言の状況
経営者としての専門知識と豊富な実務経験を有し、経営全般の健全性や中立的な視点から、議案審議等に必要な発言を行っております。

2) 取締役 中野隆平

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と中野スプリング株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況……100%
- ③ 取締役会における発言の状況
経営者としての専門知識と豊富な実務経験を有し、経営全般の健全性や中立的な視点から、議案審議等に必要な発言を行っております。

3) 取締役 福島正

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と株式会社アウトソーシング、株式会社アネブル、株式会社ORJとの間に重要な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況…… 92%
- ③ 取締役会における発言の状況
経営者としての専門知識と豊富な実務経験を有し、経営全般の健全性や中立的な視点から、議案審議等に必要な発言を行っております。

4) 監査役 宿輪純一

① 重要な兼職先と当社との関係

過去5年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者を務めておりました。また、当社と帝京大学との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況…… 88%

イ. 監査役会への出席状況……100%

③ 取締役会及び監査役会における発言の状況

金融業界における高い見識と豊富な経験、幅広い知識と見識を活かし、その専門的見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。

5) 監査役 中田清穂

① 重要な兼職先と当社との関係

当社と有限会社ナレッジネットワーク、キャノン電子株式会社、中央宣伝企画株式会社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況……100%

イ. 監査役会への出席状況……100%

③ 取締役会及び監査役会における発言の状況

公認会計士として専門的知識、企業経営に関わる見識を踏まえ、議案審議等に必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 47,500千円 |
| 2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47,500千円 |

3) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けております。

4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条の定めに従い、監査役会が、会計監査人に同条第1項各号のいずれかに該当する事由があると判断した場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任する方針であります。

また、継続監査年数、会計監査人の適格性及び独立性の観点から、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は2006年5月9日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しており、2017年7月21日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下の通りであります。

- 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、法令定款違反行為を未然に防止する。
取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合、あるいはその疑念がある場合は直ちに監査役に報告する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規程に基づき、そこに定められた期間は閲覧可能な状態で保管することとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① グループ会社のリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程及び関係会社管理規程を定め、同方針に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ② 当社はリスク管理規程の中で、個々のリスク発生の懸念される業務を統括する取締役あるいは執行役員をリスク対応担当者と定めており、各リスク対応担当者が、リスク管理体制を構築する。グループ会社において発生するリスクは、会社毎に当社の担当取締役が体制を整えることとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定する。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌権限規程、職務分掌権限表において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを定めることとする。
 - ③ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- 5) 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、当社及びグループ会社社員の法令定款違反行為を未然に防止する。
 - ② 内部統制室がグループ会社の内部統制システムを統括し、継続的に整備を行い、遵法・倫理体制を確保する。

- ③ 内部統制室が、グループ会社の内部統制システムの機能状態を適宜モニタリングする。
 - ④ 取締役は当社における重大な法令違反あるいは倫理に反する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告すると同時に対策委員会を設置しその解決にあたるものとする。
 - ⑤ 内部通報規程に基づき内部通報制度を整備し、社内に周知する。
 - ⑥ 監査役は法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めたとときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- 6) 関係会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに行動指針として「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」、「グループ倫理行動指針」及び「カンパニー・ステートメント」を定め、これを基礎として、各社で諸規程を定めるものとする。また、グループ会社毎に定める当社の担当取締役がその業務の適正性の確保を行う。グループ会社は、関係会社管理規程に定める重要事項について同規程に従い、事前承認申請又は、事後の報告を当社担当取締役にを行うものとする。当社の取締役は、グループ会社において、法令違反あるいは倫理に反する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告すると同時にその解決にあたるものとする。
 - ② グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、あるいは倫理上問題があると認められた場合には、内部統制室又は監査役に報告するものとする。内部統制室に報告があった場合には直ちに監査役に報告を行う。監査役は事実の確認を行い、必要があれば取締役会を招集し、そこで解決策を策定する。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
 - ③ 内部統制室又は監査役に報告した者に、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社及びグループ会社の役員及び社員に周知徹底する。
- 7) 監査役 of 職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役 of 職務を補助すべき社員に関して監査役補助者規程を定め、監査役が必要と判断しこれを要求したときには、当社の社員から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会 of 同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行部門からの独立性を確保するものとする。
 - ② 監査役補助者は業務 of 執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び社員は当社グループの業務または業務に影響を与える重要な事項については監査役に報告するものとする。監査役は必要に応じて取締役及び社員に対して報告を求める事ができることとする。
- ② 監査役会規程に基づき、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ③ 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを認めた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を有効かつ適切に行うため、当社代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

10) 反社会的勢力に対する体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力に対しては、総務部を対応統括部門として、必要に応じて警察当局、専門機関と連携しその情報を収集し、社内及びグループ会社への注意喚起を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) コンプライアンスに対する取組み

当社の取締役及び社員に対し、コンプライアンスの重要性に関するインフォメーションを発信するとともに、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、法令遵守等の教育を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また、グループ会社毎に当社の取締役において担当を定めており、コンプライアンス上の問題が発生した場合、当該担当取締役が、当社の経営会議等で報告、対応することになっております。内部通報制度としては、企業倫理委員会へのホットラインを用意し、匿名扱いによる案件にも対応しております。

2) リスク管理に対する取組み

当社及びグループ会社における主要な損失の危険に関する事項は、リスク管理規程及び関係会社管理規程に基づき、経営会議及び取締役会にて所轄部門の管理者から必要に応じて報告が行われ、その対応が検討されております。

3) 取締役の職務の執行に対する取組み

当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、執行役員、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定しております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項についても、当社取締役会にて承認を行っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む6名で構成され、当事業年度の取締役会は17回開催しました。

4) 監査役の職務の執行に対する取組み

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、当事業年度において12回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。

また、監査役は、必要に応じて代表取締役、取締役と監査内容について意見交換を実施するとともに、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受け、経営上の重要事項について意見交換を実施しました。

5) 内部統制・内部監査に対する取組み

内部統制室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長、常勤監査役に監査報告及び改善状況報告を行いました。

また、月1回以上の常勤監査役との会議を13回開催し、内部統制活動、内部監査の報告等を行って情報の共有化を図っております。さらに、会計監査人とは内部統制の体制維持強化について意見交換を行い、関連部署に対しては、必要に応じて社内規程の制定・改定提案等により統制の精度改善を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,951,879	流 動 負 債	9,962,662
現金及び預金	3,727,597	支払手形及び買掛金	3,062,337
受取手形及び売掛金	4,516,777	短期借入金	2,412,329
商品及び製品	1,434,438	1年内返済予定の 長期借入金	2,529,712
仕掛品	754,427	未払金	552,238
原材料及び貯蔵品	1,001,821	未払費用	836,271
その他	524,044	未払法人税等	114,480
貸倒引当金	△7,227	賞与引当金	211,929
固 定 資 産	10,753,729	製品保証引当金	73,939
有形固定資産	10,029,795	その他	169,423
建物及び構築物	7,359,499	固 定 負 債	6,663,312
減価償却累計額	△5,054,740	長期借入金	5,060,024
機械装置及び運搬具	13,320,638	退職給付に係る負債	1,304,990
減価償却累計額	△9,636,746	繰延税金負債	180,706
工具器具備品	2,167,661	その他	117,590
減価償却累計額	△1,768,618	負 債 合 計	16,625,974
土地	1,319,953	純 資 産 の 部	
リース資産	87,609	株 主 資 本	6,469,138
減価償却累計額	△11,269	資本金	1,000,000
建設仮勘定	2,245,808	資本剰余金	256,717
無形固定資産	93,671	利益剰余金	5,315,979
ソフトウェア	69,896	自己株式	△103,558
のれん	8,328	その他の包括利益累計額	△420,211
その他	15,447	その他有価証券評価差額金	△829
投資その他の資産	630,262	為替換算調整勘定	△344,670
投資有価証券	59,956	退職給付に係る調整累計額	△74,712
投資不動産	457,322	新株予約権	30,708
減価償却累計額	△98,252		
その他	215,114	純 資 産 合 計	6,079,634
貸倒引当金	△3,878	負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,705,609
資 産 合 計	22,705,609		

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,967,281
売 上 原 価		16,091,889
売 上 総 利 益		4,875,391
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,808,870
営 業 利 益		66,521
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18,521	
受 取 配 当 金	2,521	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	127,810	148,853
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	65,892	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	79,985	145,878
経 常 利 益		69,496
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10,252	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	93,789	104,041
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	989	
固 定 資 産 処 分 損	11,998	
減 損 損 失	67,579	
和 解 金	28,441	
訴 訟 関 連 損 失	10,000	
そ の 他	2,190	121,199
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		52,338
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	201,904	
法 人 税 等 調 整 額	△42,171	159,733
当 期 純 損 失		107,394
親会社株主に帰属する当期純損失		107,394

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000,000	256,717	5,553,820	△131,313	6,679,224
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△122,336	-	△122,336
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	△107,394	-	△107,394
自己株式の取得	-	-	-	△3,572	△3,572
自己株式の処分	-	-	△8,110	-	△8,110
新株予約権の行使	-	-	-	31,327	31,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△237,841	27,754	△210,086
当 期 末 残 高	1,000,000	256,717	5,315,979	△103,558	6,469,138

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	79,392	△387,176	△184,829	△492,613	46,832	6,233,443
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△122,336
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	-	-	-	△107,394
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△3,572
自己株式の処分	-	-	-	-	-	△8,110
新株予約権の行使	-	-	-	-	-	31,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△80,221	42,506	110,117	72,401	△16,124	56,277
当 期 変 動 額 合 計	△80,221	42,506	110,117	72,401	△16,124	△153,808
当 期 末 残 高	△829	△344,670	△74,712	△420,211	30,708	6,079,634

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社アドバネクス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 勇	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 勝彦	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榎本 郷	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバネクスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバネクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,166,542
売 上 原 価		7,080,093
売 上 総 利 益		2,086,449
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,206,767
営 業 損 失		120,318
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34,384	
受 取 配 当 金	597,534	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	102,032	733,951
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,721	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	31,942	74,664
経 常 利 益		538,968
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,115	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	93,789	99,904
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	925	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	458,105	
訴 訟 関 連 損 失	10,000	469,031
税 引 前 当 期 純 利 益		169,841
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	58,329	
法 人 税 等 調 整 額	△163	58,166
当 期 純 利 益		111,675

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	250,000	618,309	618,309	△131,313	1,736,996
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△122,336	△122,336	-	△122,336
当 期 純 利 益	-	-	-	111,675	111,675	-	111,675
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△3,572	△3,572
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	△8,110	△8,110	-	△8,110
新 株 予 約 権 の 行 使	-	-	-	-	-	31,327	31,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△18,771	△18,771	27,754	8,982
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	250,000	599,537	599,537	△103,558	1,745,979

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	79,392	79,392	46,832	1,863,220
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△122,336
当 期 純 利 益	-	-	-	111,675
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△3,572
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	△8,110
新 株 予 約 権 の 行 使	-	-	-	31,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△80,221	△80,221	△16,124	△96,345
当 期 変 動 額 合 計	△80,221	△80,221	△16,124	△87,362
当 期 末 残 高	△829	△829	30,708	1,775,857

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社アドバネクス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 勇	Ⓞ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 勝彦	Ⓞ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榎本 郷	Ⓞ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバネクスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社アドバネクス 監査役会

常勤監査役 若 井 繁 ㊟
社外監査役 宿 輪 純 一 ㊟
社外監査役 中 田 清 穂 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援に報いるとともに、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案しつつ内部留保に努めたく、次のとおりとしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額 122,818,680円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

2019年5月8日付をもって取締役小谷健、中野隆平及び福島正の3氏が辞任され、また本総会終結の時をもって取締役3名は任期満了となります。業務執行体制の強化、経営の透明性確保及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため社外取締役1名を含む2名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	柴野恒雄 (1960年1月25日生)	1978年3月 当社入社 2000年4月 カトウスプリング株式会社取締役工場長 2005年6月 同社代表取締役副社長 2006年5月 当社柏崎工場長 2007年4月 当社執行役員生産・技術本部長 2009年6月 当社取締役生産統括本部長 2013年4月 当社取締役国内ビジネスカンパニー社長 2013年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	9,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 柴野恒雄氏は、当社の代表取締役会長兼社長として当社グループの経営を牽引し、強いリーダーシップで事業活動全般を統括しております。また当社の技術開発及び生産活動全般における広い経験と見識を有しており、当社のメーカーとしてのものづくりに対する思想を確立するとともに成長戦略の実践に努めてまいりました。今後も当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
2	おの 大野 俊也 (1959年12月3日生)	1982年4月 アイワ株式会社 (現ソニー株式会社) 入社	9,200株
		1997年5月 AIWA AMERICA, INC.執行役員 2003年1月 当社入社 2005年4月 当社執行役員 2006年4月 当社執行役員業務管理本部長、CFO 2009年6月 当社取締役業務管理本部長、CFO 2014年4月 当社常務取締役、CFO 2018年6月 当社代表取締役常務、CFO (現任)	
<p>【取締役候補者とした理由】 大野俊也氏は、会計、財務及び経営管理全般に関する経験と見識を有しており、2006年からはCFOとして当社の財務戦略立案と企業体質強化に携わってまいりました。2009年の取締役就任以来、経営・管理部門の統括責任者としてその職務を適切に果たし、また、財務・投資リスクの管理体制を強化するなどの実績を重ねていることから、当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
3	かとう 加藤 精也 (1958年4月11日生)	1981年3月 当社入社 2006年4月 当社執行役員自動車事業部長 2009年6月 当社取締役営業統括本部長 2014年4月 当社常務取締役、国内ビジネスカンパニー長 2015年4月 当社常務取締役 (現任)	7,620株
		<p>【取締役候補者とした理由】 加藤精也氏は、長年にわたり当社営業部門に携わり、2009年の取締役就任以来、当社の営業部門の統括責任者としてその職務を適切に果たし、当社グループのグローバル戦略的な販売市場の拡大を進めるなど実績を重ねております。経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	
4	※ しま 嶋村 昇 (1966年1月11日生)	1989年3月 当社入社 2012年10月 当社営業統括本部長 2015年4月 当社執行役員営業本部長 (現任)	0株
		<p>【取締役候補者とした理由】 嶋村昇氏は、これまで当社営業部長、マーケティング部長、営業本部長を歴任し、2015年より執行役員営業本部長として、国内外への積極的な拠点展開及び企業価値向上などの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な業務経験を有しております。持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断し、当社の業務執行体制の強化を図るべく、新たに取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
5	※ 小 谷 健 (1946年9月12日生)	1969年4月 トピー実業株式会社入社 1998年6月 同社取締役 2000年6月 同社常務取締役 2003年4月 同社専務取締役 2006年4月 同社取締役副社長 2010年4月 同社代表取締役社長 2013年4月 同社取締役相談役 2015年6月 同社相談役 2017年6月 佐藤商事株式会社社外取締役(現任) 2018年6月 当社社外取締役 (重要な兼職の状況) 佐藤商事株式会社社外取締役	100株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 小谷健氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたる自動車・産業機械部品事業を中心としたグローバル企業での営業経験で培われた高度な見識を有しています。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者となりました。</p>			
6	※ 中 野 隆 平 (1959年3月8日生)	1981年4月 トヨタ自動車販売(現トヨタ自動車株式 会社)入社 1990年3月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社 2007年1月 メルセデス・ベンツ・ファイナンス株 式会社代表取締役副社長 2016年1月 中野スプリング株式会社代表取締役会 長 2016年4月 同社代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社社外取締役 (重要な兼職の状況) 中野スプリング株式会社代表取締役社 長	100株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 中野隆平氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたる外資系企業において営業担当の執行役員、取締役副社長として培われた高度な見識を有しています。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
7	※ <small>く</small> 福 <small>しま</small> 島 <small>まさし</small> 正 (1943年12月14日生)	1962年4月 ソニー株式会社入社 1987年11月 株式会社タロン(現 ソニーグローバル マニュファクチャリング&オペレーシ ヨンズ株式会社)取締役工場長 1994年11月 ソニー千厩株式会社(現 ソニーグロー バルマニュファクチャリング&オペレ ーションズ株式会社)専務取締役 1996年6月 同社代表取締役社長 2004年12月 ソニー株式会社退社 2014年3月 株式会社アウトソーシング社外取締役 (現任) 2016年3月 OSセミテック株式会社社外監査役 (現株式会社アウトソーシングテクノ ロジー) 2017年3月 株式会社アネブル社外監査役 2017年3月 株式会社PEO社外監査役 2017年3月 株式会社ORJ社外監査役 2018年6月 当社社外取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社アウトソーシング社外取締 役	100株
【社外取締役候補者とした理由】 福島正氏は、豊富な経営者経験、幅広い人材ネットワーク及び長年にわたるグローバル企 業での実務経験で培われた高度な見識に加え、他社の社外取締役、社外監査役としての幅広 い知見も有しております。当社グループの経営に対して、幅広い視点からの助言や業務執行 に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役候補者とし ました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
8	※ 木 南 麻 浦 (1976年2月14日生)	2010年12月 弁護士登録 藏王法律事務所入所 2017年12月 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 (現任) きなみ法律事務所開設 (現任) (重要な兼職の状況) きなみ法律事務所代表 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>木南麻浦氏は、弁護士としての豊富な経験を有しております。女性取締役を加えることにより取締役会の多様性を確保するとともに、客観的かつ公正な視点で取締役会の監督及びガバナンス体制の強化に貢献いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。</p>			

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 第2号議案が原案どおり承認されることを条件とし、当社は小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第24条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 小谷健、中野隆平及び福島正の3氏について、当社は昨年の第70期定時株主総会に係る株主総会決議不存在確認等請求訴訟(東京地裁平成30年(ワ)第27434号)において、3氏の取締役選任決議を取り消すことなどを内容とする第一審判決を受けており、現在控訴審にて係属中であります。また、3氏は、同判決及び本71期定時株主総会の招集手続の適法性への配慮から、本年5月8日付をもって取締役を辞任しております。
6. 小谷健、中野隆平、福島正及び木南麻浦の4氏は、社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役若井繁氏、宿輪純一氏が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	<p>※ あぶ ひで のり 麻 布 秀 徳 (1956年4月16日生)</p>	<p>1979年4月 三井物産株式会社入社 2007年10月 MBK Distribuidora de Produtos Eletoronicos Ltda.(在 ブラジル)CFO 2009年10月 ブラジル三井物産副社長CFO兼米州本部Deputy CFO 2011年6月 三井物産プラントシステム株式会社取締役専務執行役員CFO 2016年6月 りらいあコミュニケーションズ株式会社取締役CFO、CCO、CPO(現任)(2019年6月退任予定)</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 麻布秀徳氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたり複数の国内外事業会社にてCFOを務め、会計・財務及び経営管理全般に関する高度な見識を有しております。また海外現地法人副社長をはじめ海外勤務経験も長く、グローバル経営への知見も豊富であります。業務執行の適正性確保を担う監査役としての職務を適切に遂行いただくことができると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	<p>しほく わ じゆん いち 宿 輪 純 一 (1963年7月29日生)</p>	<p>1987年4月 株式会社富士銀行入行（現株式会社みずほ銀行） 1998年5月 株式会社三和銀行入行（現株式会社三菱UFJ銀行） 2015年3月 株式会社三菱東京UFJ銀行退社（現株式会社三菱UFJ銀行） 2015年4月 帝京大学経済学部教授（現任） 2015年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 帝京大学経済学部教授</p>	900株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 宿輪純一氏は、国際金融に関する豊富な専門知識及び大学教授として培われた高い見識に基づき、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献いただいております。業務執行の適正性確保を担う監査役としての職務を適切に遂行いただくことができると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。</p>			

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 麻布秀徳氏、宿輪純一氏は、社外監査役候補者であります。
4. 宿輪純一氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者を務めておりました。
5. 宿輪純一氏は、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 宿輪純一氏の社外監査役選任が承認されることを条件とし、当社と宿輪純一氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第33条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。
7. 麻布秀徳氏の社外監査役選任が承認された場合、本総会終了後に開催予定の監査役会において、常勤監査役に就任する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
か べ けん いち 神 部 健 一 (1966年3月15日生)	1991年3月 公認会計士開業登録 1998年4月 弁護士開業登録 2000年6月 当社社外監査役 2007年6月 当社社外監査役退任	0株
<p>【補欠社外監査役候補者とした理由】 神部健一氏は、弁護士・公認会計士としての豊富な知識と企業法務に係る高度な専門的知見を有しております。また、過去において当社社外監査役として活躍した経験があり、監査役に欠員が生じた場合に速やかに監査役業務を引き継げることから、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。</p>		

- (注) 1. 神部健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神部健一氏は、弁護士、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。尚、神部健一氏は、過去に当社の社外監査役を7年間務めました。
3. 神部健一氏は、社外監査役に就任した場合、当社と神部健一氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第33条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。

<株主提案（第5号議案）>

第5議案は、株主3名からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（3名）の議決権の数は3,089個、総株主の議決権数に対する割合7.69%であります。

提案株主から提出されたものを原文のまま記載しておりますが、段落番号及び表形式への変更等を一部行っております。

当社取締役会は、当該議案に反対しており、株主提案に対する当社取締役会の意見の詳細は議案の末尾に記載しております。

第5号議案 取締役7名選任の件

以下の取締役候補者7名を取締役として選任する。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	加藤 雄一 (昭和25年2月1日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和56年10月 当社総務部長、海外事業部長 昭和56年12月 当社取締役 昭和58年10月 当社常務取締役 昭和62年12月 当社代表取締役社長 平成17年4月 当社代表取締役会長兼社長 平成25年6月 当社代表取締役会長 (重要な兼職の状況) 株式会社光・彩社外取締役 川田工業株式会社社外取締役 恒成株式会社顧問 岡本硝子株式会社顧問	37,987株
2	柴野 恒雄 (昭和35年1月25日生)	昭和53年3月 当社入社 平成12年4月 カトウスプリング株式会社取締役工場長 平成17年6月 同社代表取締役副社長 平成18年5月 当社柏崎工場長 平成19年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成25年4月 当社取締役国内ビジネスカンパニー社長 平成25年6月 当社代表取締役社長 平成30年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	9,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
3	大野 俊也 (昭和34年12月3日生)	昭和57年4月 アイワ株式会社(現ソニー株式会 社)入社 平成14年11月 同社退社 平成15年1月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 平成18年4月 当社執行役員、最高財務責任者 (現任)、業務管理本部長 平成21年6月 当社取締役 平成26年4月 当社常務取締役 平成30年6月 当社代表取締役常務(現任)	9,200株
4	加藤 精也 (昭和33年4月11日生)	昭和56年3月 当社入社 平成2年3月 当社東北営業所長 平成18年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成26年4月 当社常務取締役(現任)	7,620株
5	武田 栄一 (昭和34年12月4日生)	昭和53年3月 当社入社 平成12年4月 カトウスプリング株式会社代表 取締役社長 平成18年5月 当社生産管理部長 平成19年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成25年4月 当社CS(お客様満足)推進室長 平成26年4月 当社グローバル事業部長 平成27年4月 当社グローバル営業本部長 平成28年4月 当社Eコマース準備室長 平成29年4月 当社品質保証本部長 平成30年7月 株式会社アキュレイト顧問(現任)	10,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
6	尾 関 友 保 (昭和29年6月13日生)	平成9年7月 日本アウトソーシング株式会社 代表取締役社長 平成11年8月 プライスウォーターハウスコーパ ースBPOジャパン株式会社プレ ジデント 平成13年1月 アクセンチュア株式会社 パート ナー 平成14年4月 株式会社エムエフアイジャパン 代表取締役(現任) 平成16年6月 Oakキャピタル株式会社 社外監 査役 平成21年6月 同社社外取締役(現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社エムエフアイジャパン 代表取締役 Oakキャピタル株式会社社外取締 役	900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
7	米 倉 誠 一 郎 (昭和28年5月7日生)	昭和63年4月 一橋大学商学部産業経営研究所 助教授 平成7年4月 同大学商学部産業経営研究所 教 授 平成9年4月 同大学イノベーション研究センタ ー教授 平成9年4月 同 副センター長 平成11年4月 同 センター長 平成14年4月 森ビル株式会社アカデミーヒル ズ・アーク都市塾 塾長 平成15年5月 ソニー株式会社グループ戦略研究 室 室長 平成21年4月 森ビル株式会社アカデミーヒル ズ・日本元氣塾 塾長(現任) 平成24年3月 プレトリア大学日本研究センター 所長 平成27年6月 当社社外取締役 平成29年4月 一橋大学名誉教授(現任)、一橋大 学イノベーション研究センター特 任教授、法政大学大学院イノベー ション・マネジメント研究科教授 (現任) (重要な兼職の状況) 一橋大学名誉教授 一橋大学イノベーション研究セン ター特任教授 森ビル株式会社アカデミーヒルズ・ 日本元氣塾塾長 法政大学大学院イノベーション・マ ネジメント研究科教授	500株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 尾関友保氏及び米倉誠一郎氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 提案の理由

当社第70期定時株主総会において、一部株主グループによる違法かつ不当な議決権行使及び株主総会運営への関与がなされた結果、選任決議の要件を充足していた加藤雄一氏、武田栄一氏、尾関友保氏及び米倉誠一郎氏の4名(加藤氏への賛成割合は約53.0%、ほかの3氏への賛成割合は約52.8%)の取締役への選任が妨害され、逆に、選任決議の要件を充足しない小谷健氏、中野隆平氏及び福島正氏の3名(上記株主グループの動議により提案された候補者であり、賛成割合はそれぞれ約46.7%)の取締役への選任が宣される事態となりました。この3名の取締役選任決議については、東京地裁において、これを取り消す旨の判決が下されております(東京地裁平成31年3月8日判決)。しかしながら、取締役として選任されていたはずの4名につき、当社は依然と

して取締役としての職務執行を認めず、その復帰は実現しておりません（なお、提案者は、東京地裁に対し、当該4名の取締役としての地位確認についても求めておりましたが、東京地裁がこれを斥けた点につき、控訴しております。）。

このように、本来、当社取締役として職務を行うべき4名がその職務を追われ、選任されてはならない3名が当社取締役の職務を行うこととなり、当社の経営には混乱を来たしています。その結果、当社の株価も低迷し、当社第70期定時株主総会の前日である平成30年6月20日から遡って1か月間の当社の平均株価（終値）が2,319円であったのに対し、本提案の日の前日である平成31年4月22日から遡って1か月間の当社の平均株価（終値）は1,723円と、実に596円（約26%）も下落しています。さらに、当社の業績も、前年同期と比べて、大幅に悪化しております（たとえば、本提案の日現在、公表されている当社の平成31年3月第3四半期をみると、営業利益は199百万円から55百万円へと約72.3%減少し、経常利益は245百万円から97百万円へと約60.3%減少し、四半期純利益は103百万円から純損失71百万円に転落しています。）。

このような当社の経営及び事業を立て直し、さらに、今後の当社の発展に繋げるためには、当社第70期定時株主総会において当社自身が提案した取締役候補者7名を改めて当社取締役に選任し、経営体制を正常化することが不可欠であります。そこで、当社第70期定時株主総会において当社が提案した取締役候補者7名の選任を、本株主総会に提案するものであります。

(2) 補足

平成31年4月1日から本株主総会までに選任された取締役（本株主総会の最終時点でその任期が終了する取締役を除きます。）が存在する場合に備え、以下の点を補足いたします。本株主提案は、本株主総会において当社提案に係る取締役選任議案が存在する場合、当該会社提案の候補者に差し替えて、上記7名の選任を求めるものであります。本株主提案の提案人数全員について可決されると、本株主総会で選任される取締役の員数が当社定款に定める取締役の員数を超過する場合は、本株主提案は、候補者番号の順に当社定款に定める取締役の最大員数までの人数の選任を提案する趣旨となります。

また、仮に、平成31年4月1日から本株主総会までに選任された取締役（本株主総会の最終時点でその任期が終了する取締役を除きます。）が存在する場合には、請求人らは、本株主提案の提案人数全員の選任を行うという目的を達成するため、本書面をもって、当該取締役の全てを解任することを本株主総会における株主総会の目的とすることを請求するとともに、その議案の要領等を株主に通知することを請求いたします。

◆当社取締役会の意見◆

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社では、昨年第70期定時株主総会において、当社が提出した取締役選任議案に対し、大株主から反対意見が表明されるとともに修正動議が提出され、また長年当社と協業してきた協力会社らが修正動議に賛成したことにより、会社提案に係る取締役候補者のうち加藤雄一氏、武田栄一氏、尾関友保氏及び米倉誠一郎氏の4名の選任は否決され、修正動議に係る取締役候補者6名の選任が可決されました。その後、否決された取締役候補者の加藤雄一氏らより、株主総会決議不存在確認等請求訴訟（東京地裁平成30年(ワ)第27434号）を提起されましたが、第一審判決では、①加藤雄一氏、武田栄一氏、尾関友保氏及び米倉誠一郎氏の取締役としての地位確認は認めない、②修正動議に係る候補者であった小谷健氏、中野隆平氏及び福島正氏の取締役選任決議を取り消すという判断がなされました。現在、控訴審にて係争中であります。

本株主提案は、昨年第70期定時株主総会において当社が提出した取締役選任議案と同内容であり、当社取締役会としては、昨年に引き続いて本年においても取締役候補者をめぐり大株主との間で意見が対立するという事態を避け、早期に経営の安定性を確保することが最も重要と考えております。

また、当社取締役会は、2018年6月より小谷健氏、中野隆平氏及び福島正氏に社外取締役として参加していただいて以降、その豊富な経営者経験及び高度な見識により当社取締役会の実効性は着実に高まったと判断しております。小谷健氏、中野隆平氏及び福島正氏は、本71期定時株主総会の招集手続の適法性への配慮から本年5月8日付で取締役を辞任していますが、本71期定時株主総会において改めて選任決議を行い、引き続き社外取締役として当社の経営に当たっていただきたいと考えております。さらに、社内出身の取締役1名を増員することで業務執行体制を強化し、弁護士としての経験を有する女性取締役を加えて取締役会の多様性を確保するとともに社外取締役が半数を占める構成とすることが、中期経営計画の実行による業績回復・収益拡大及びコーポレート・ガバナンスの強化のために最適であると考えております。

以上の理由から、当社取締役会としては、第2号議案のとおり取締役候補者をご提案させていただいており、本株主提案には反対いたします。

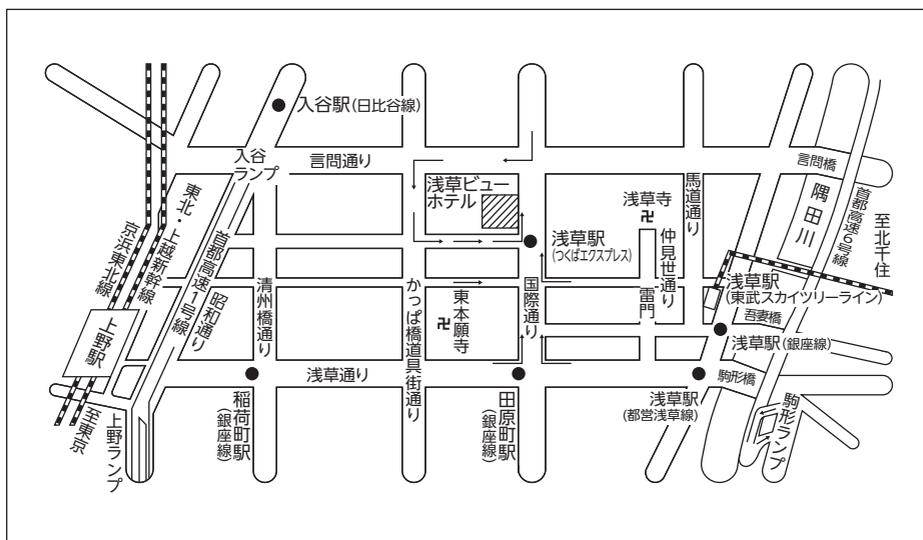
以 上

株式会社アドバネクス

第71期定時株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔Iの間
03-3847-1111 (ホテル代表番号)

本年から、株主総会におけるお土産の配布を取り止めております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



●交通のご案内

つくばエクスプレス	「浅草駅」	A 2 出口徒歩 1 分
東京メトロ銀座線	「田原町駅」	3 番出口徒歩 7 分
東京メトロ銀座線	「浅草駅」	1 番出口徒歩 10 分
東武スカイツリーライン	「浅草駅」	松屋出口徒歩 10 分
都営地下鉄浅草線	「浅草駅」	A 4 出口徒歩 13 分
JR「上野駅」よりタクシー利用		タクシー 5 分